

令和6年度看護師在宅医療派遣研修事業

1. 目的

医療施設・介護施設等で働く看護師の在宅医療への理解を深めることにより、病院から在宅への移行をより円滑に行うとともに、医療施設・介護施設等における看護師と訪問看護師とのスムーズな連携体制を構築し、市民が安心して在宅療養生活を送ることができるよう研修事業を実施する。

2. 事業内容

(1) 対象者：市内の医療施設・介護施設等に勤務する看護師（看護師：年間25人）

(2) 研修場所：市内の訪問看護ステーション

(3) 研修内容：市内の訪問看護ステーション看護師との同行実習（1日間）
※希望があれば1人3日間までは可とする

(4) 募集期間：契約の日から令和7年2月28日まで
※ただし、定員になり次第締め切るものとする
※研修実施日については令和7年3月31日までとする

(5) 研修費用：研修にかかる受講者側の費用は無料。（ただし、研修受講に必要な交通費等は、受講者側の負担とする）

(6) 委託料：委託契約を行った訪問看護ステーションに対し、研修受入れ者1人に対して1日あたり11,000円を市が支払う。

(7) 要領

- ①市が市内訪問看護ステーションに研修受け入れの可否を打診し、受け入れ可能施設と委託契約を締結。
- ②市が実習受入先一覧表を作成し、医療施設・介護施設等へ事業の周知を行い、研修申し込みを開始。
- ③研修の申し込みは指定様式（様式1）にて研修の申し込みを市へ。市から受入先の訪問看護ステーションへ受け入れについて依頼。
- ④市より受講決定通知（様式2）を申し込み施設へ送付する。日程調整は直接、研修申込者と研修受け入れ施設とが行う。訪問看護ステーションは訪問患者へ同意をとる。（様式3）
- ⑤研修当日、研修申込者は、訪問看護ステーションの指示に従い、同行訪問等を実施。
- ⑥研修申込者は研修修了後、訪問看護ステーションへ研修レポートを提出。
- ⑦訪問看護ステーションは、研修受講者毎に提出された研修レポートを添付し、指定様式にて市へ受入れ報告書ならびに請求書を提出。
- ⑧市は提出された報告書・請求書をもとに、委託料の支払実施。
※看護師の賠償責任保険については、勤務先又は個人にて対応。